

令和7年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年4月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦(欠席)	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員13名】

21番 高良 悟	22番 日野 孝紀	24番 井上 美津子
25番 大内田豊年	26番 安陪 廣重	28番 山崎 徳松
29番 小島 廣美	31番 鬼塚 清明	32番 岩下 豊
33番 熊谷 明美	35番 平井 豊子	36番 石井 仁美
38番 矢野 一彦		

(※21番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

- ・議案第 1号 農用地利用集積等促進計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中村 敬一郎
事務吏員	渡辺 晃
事務吏員	川波 貴敬
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農農業振興課 農地管理係 井手 英 覚

(開会 14:05)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）13名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に1番井上委員、2番師岡委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

6ページまで32件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から32番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農
業用施設)について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。

9番空閑委員。

9番挙手

議 長 9番空閑委員。

9番 (空閑委員) 報告番号1番について説明致します。転用者・申請土地については記載のと
おりです。転用の目的は農業用倉庫です。以上報告致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

24番井上委員。

24番挙手

議 長 24番井上委員。

24番 (井上委員) 転用者は高齢であり代理人による申請です。この物件は昭和63年に建っ
ているもので、雨水は地下浸透、污水関係は区会長に了承を得ているとのことです。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、報告番号1番を終わります。以上で報告第2号を終わります。8ページをお開きください。次に報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。報告番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは報告番号1番について質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、報告番号1番を終わります。それでは9ページをお開きください。

次に報告番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは報告番号2番について質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、報告番号2番を終わります。以上で報告第3号を終わります。

次に10ページをお開きください。

次に議案第1号「農用地利用集積等促進計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(井手) 挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (井手) 詳細について説明

10ページをお願いします。今回、更新期でもあり利用権設定申出件数が486件、設定面積は、170haとなっています。11ページをお開き下さい。地区毎の利用権設定年数毎の明細表となります。今回20年の利用権設定の契約が出ています。今回審議いただく農用地面積全体のうち、5年と10年の契約が全体の約7割を占めています。今までは中途解約による新規が多かったが、今回は更新によるものが多くを占めたことによるものです。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

議 長 これは今回4月10日の更新から中間管理機構を通すようになるのか。

事務局挙手

議 長 事務局。

(川波) 今回更新ということでご説明がありましたので、契約の内容としましては6月の更新期になります。その前に市が立てました計画にご意見を頂戴するために6月の更新であります。今回の議案に提案することになります。

農業振興課(井手) 挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (井手) 令和7年4月より、これまでは相対による農用地の貸し借りとなっていましたが、これが農地中間管理機構を経由する貸し借りに変わります。農業委員会におかれましては、引き続き農用地利用集積等促進計画については審議をお願いするものであります。貸し借りの仕組み自体は変わりますが、議案審議については変わりませんのでよろしくお願いいたし

ます。

議 長 本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
12ページをお開きください。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の14番山内委員、29番小島委員、30番小林委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の17番畑委員、22番日野委員を指名いたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の7番大隅委員、27番松岡委員を指名いたします。

13ページをお開きください。次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の12番水上委員、28番山崎委員を指名いたします。次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い

- たします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に審議番号7番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の14番山内委員、29番小島委員、30番小林委員を指名いたします。審議番号1番から7番を一括とし、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番から7番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決致しました。14ページをお開き下さい。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (川波) 朗読をもって説明
ご審議方よろしくお願います。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番大坪委員。
- 6番挙手
- 議 長 6番大坪委員。
- 6番 (大坪委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、この近くで多くの農地を持っている。譲渡人は腰痛悪化により耕作が困難でトラクターも故障しているため、耕起も人に頼んでいるためお金もかかっていることから譲受人が購入することになりました。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
- 次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。4番信國委員。
- 4番挙手
- 議 長 4番信國委員。
- 4番 (信國委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、現在、京都にいたため耕作ができず、譲受人が申請農地の隣に農地を所有していることから売買で譲り受けることになりました。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
- 21番 (高良委員) ありません。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議長 7番大隅委員。

7番

(大隅委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買で譲渡人は離農されるそうです。譲受人の理由は相手方の要望によるものです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。15ページをお開きください。次に、審議番号4番について担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議長 7番大隅委員。

7番

(大隅委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。隣接する奥の方に5反程度の農地を持っています。入れる道がなかったため、耕作の利便性向上のために購入したいとのこと。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。

9番挙手

議長 9番空閑委員。

9番

(空閑委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。理由については、離農で使われなくなった農地を譲受人が規模拡大するものです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

24番

(井上委員) 譲渡人は市外在住で耕作になかなか来られないそうです。譲受人は乳牛の酪農家で隣の田で既に牧草を作っているということです。譲渡人が相続で受け継いだ小さな畑についても譲受人が管理は行っていくとのこと。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について担当委員

の説明を求めます。9番空閑委員。

9番挙手

議 長
9番

9番空閑委員。

(空閑委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人の農地は、家についている農地で、家の部分は誰も住んでいません。譲受人は、中国籍の方で現在北海道在住であり、どうやって朝倉で農業を行っていくのか聞くと、夏の間だけ北海道に住んで、主たる住所は北海道だけれどもそれ以外の期間は朝倉市で農地付きの空き家に住んで生活したいそうです。譲受人は個人で不動産を営んでおり、田舎暮らしが夢で、探していたところ朝倉市にいい場所を見つけたので家庭菜園をしながら生活していきたいそうです。夏の3ヶ月北海道で生活する期間の農地の管理は、シルバー人材センターに草刈りを委託するそうです。その場でシルバー人材センターの連絡先を確認していたので信頼できると思われまます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長
24番

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

(井上委員) 朝倉市で土地を見つけ、初心者ではあるが農業をしたいという意欲のある方で新規就農面談のときも私の家で農家の様子を見てあります。北海道での不動産は外注しており、確定申告の時だけは北海道に帰るが、主たる生活は朝倉市に置きたいとのこと。夏の3ヶ月が北海道というのは、この場所が桂川の近くであり、水害のことを心配して、その期間北海道に避難しておくというのが本音のようでした。トラクターも中古を買うような話をしてあり、北海道でも除雪機を使っていたので使い方は似ているとのことでした。農業のことは私の母に聞きに来たいとのことでした。まずはこの土地に慣れてもらうことが大事だと思ひますし、大丈夫だと思ひます。

議 長

説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

25番挙手

議 長
25番

25番大内田委員。

(大内田委員) 委員さんがしっかり聞き取りしていただいているので大丈夫だと思ひますが、夏の草について、近隣の農地の方の心配とかはどうですか。

24番挙手

議 長
24番
議 長

24番井上委員。

(井上委員) シルバー人材センターに月1回草刈りをしてもらうよう計画的に考えてある。いつから住まわれるのか。

24番挙手

議 長
24番

24番井上委員。

3条の許可が出た後に売買契約を行って住む予定です。

議 長

ほかに質問や意見はありませんか。

議 長

北海道と朝倉市とどちらが生活の主体かという部分がありますので、空閑委員と井上委員はこれからも注視しておいてください。

ほかに意見や質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。次に、審議番号7番について担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。

9番挙手

議 長

9番空閑委員。

- 9番 (空閑委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。理由としては、いとお同士の贈与となっていますので、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。16ページをお開きください。次の審議番号8番と9番については、私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代します。
- 副会長 議長を交代しました。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としては、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小ということです。場所は朝倉農業高校跡地の正門の西側の土地です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次に、審議番号9番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約については、売買です。これは新規就農です。現地確認しますとこれは空き家に付属する農地であります。現在は今の所有者が防草シートを張ってあります。3条申請の許可が出ましたら売買契約後、移り住んで自家栽培をしたいということです。譲渡人は、規模縮小です。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。議長を会長と交代します。
議長 議長を交代しました。次に審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。
26番安陪委員。
26番挙手
- 議長 26番安陪委員。
26番 (安陪委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載の通りです。契約は売買です。この方は学校の先生を退職された方でその土地を借りて農業を行っていた方です。今後の計画は、きゅうり、里芋、小松菜、ニンジン、玉ねぎなどを作りたいということです。機械は知り合いから借りてくるということです。74歳ですが労働力と

しては、手伝ってくれる人がいるそうです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。17ページをお開きください。次に、
審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。15番田中委員。
15番挙手

議長 15番田中委員。
15番 (田中委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。この方の贈与は生前贈与です。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
25番 (大内田委員) ありません。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
議長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。次に、審議番号12番について、担
当委員の説明を求めます。13番林委員。
13番挙手

議長 13番林委員。
13番 (林委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地については、207㎡ですが、この土地は次の議案第6号の農地法第5条の許可申請と関連があり、自己用住宅を建てる土地に隣接する農地で新規就農として家庭菜園を行うものです。この農地を荒らさないという誓約書も取っております。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
32番 (岩下委員) 審議番号12番の土地は、議案第6号の審議番号7番と関連があり、この土地を買われた奥に自家野菜を作られるそうです。奥様が四国の農業高校を卒業されているようで実家が農業をされており、農業で分からないときは実家に聞かれるそうです。

議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。次に、審議番号13番について、担
当委員の説明を求めます。11番江藤委員。
11番挙手

議長 11番江藤委員。
11番 (江藤委員) 審議番号13番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、譲渡人より賃借して長年耕作を行っていましたが、今回、譲渡人の希望により購入するものです。譲受人は、認定農業者で長年作物を作っており、問題はございません。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご

- 審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号 13 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 13 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 副会長 賛成多数と認め、審議番号 13 番は許可といたします。次に、審議番号 14 番について、担当委員の説明を求めます。11 番江藤委員。
- 議 長 11 番挙手
 11 番江藤委員。
- 議 長 11 番 (江藤委員) 審議番号 14 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、申請土地で植木の栽培を行っていましたが、面積が狭く耕作に不向きであることから規模拡大を行っている譲受人に販売するものです。譲渡人は、申請土地で野菜の作付を計画しているとのことでした。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 14 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 14 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 14 番は許可といたします。18 ページをお開きください。次に審議番号 15 番について、担当委員の説明を求めます。2 番師岡委員。
- 議 長 2 番挙手
 2 番師岡委員。
- 議 長 2 番 (師岡委員) 審議番号 15 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。この部分については、母と子の 2 人が譲渡人です。母親は高齢のため農業ができない。その息子は農業経験がなく管理することができない。譲受人の新規就農者は、みかん、レモン、季節の野菜を作られるそうです。4 月 2 日に新規就農者の面談会があった中で、機械は管理機だけしかなく、如何なものかと思っていたが、昨日申請土地を見に行きましたら、きれいに鋤いてありました。元の持ち主がトラクターできれいにしてあります。残りの 1ヶ所についてもそうされるものと思っています。譲受人の趣旨としましては、自分が作った色々なものを皆さんに届けたい。また、農業体験などをさせたいということで、今現在インターネット等で勉強に励んであります。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 38 番 (矢野委員) ありません。
- 議 長 審議番号 15 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 15 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 15 番は許可といたします。次に審議番号 16 番について、担当委員の説明を求めます。18 番林委員。
- 議 長 18 番挙手
 18 番林委員。
- 議 長 18 番 (林委員) 審議番号 16 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。この土地は、譲受人の隣接地であり、譲渡人の希望でやや耕作放

棄地となっていますが、どうしても買ってほしいということで、譲受人の規模拡大となります。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

議 長
33番
議 長

(熊谷委員) ありません。

審議番号16番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。次に審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。17番畑委員。

17番挙手

議 長
17番

17番畑委員。

(畑委員) 審議番号17番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。この方は新規就農者です。4月2日に新規就農者の面談を行い、聞き取りを行っています。譲受人は36歳と若い方で、他市で市議員をされてあります。この土地はインターネット等で探し得たそうです。申請土地は柿畑で、面積は約1町ありますが、長年耕作放棄になっており、作れるところは半分くらいになっています。この土地は、私もよく知っている農地で状況はよく把握していますので、かなり苦労しますよと言っていますが、かなりやる気があって頑張ってみますとのことでしたので問題ないかと思えます。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長
22番
議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

(日野委員) ありません。

審議番号17番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号17番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時15分まで休憩します。

15時07分休憩

15時20分再開

議 長

それでは、休憩前に引続き会議を再開します。19ページをお開きください。次に議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をおねがいします。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。引き続き議案の審議番号1番の説明を行います。変更前・変更後の申請人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。転用目的は、宅地分譲8区画です。変更の理由について、令和7年1月に転用の許可を得ておりましたが、市の開発担当課との協議で、分譲地への進入路が、当初計画していた申請地北側から北東側に変更となりました。それに伴い分譲地内の新設道路の形状が変更されることとなったため、

変更申請が出されたものです。参考事項は変更前後で特に変わっていません。都市計画用途地域の第一種住居地域で一体開発する土地は109㎡。地目は用悪水路となっています。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (渡辺) 審議番号2番について説明いたします。変更前・変更後の申請人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。転用目的は、共同住宅1棟12戸です。変更の理由ですが、令和7年1月に転用許可を得ておりましたが、当初計画通りに建築した場合、建築基準法の最高基準を満たさないことと福岡県条例に定める敷地内避難経路の幅員4mを確保できないことが判明しました。これらの基準を満たすため、共同住宅の配置を申請地東側から西側に変更することとなり、変更申請が出されたものです。参考事項は、都市計画用途地域の第一種住居地域で共同住宅の面積は若干小さくなっていますが、これは計算上の端数処理の問題で当初計画と同じ建物を建てる予定です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。20ページをお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明はおわりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番信
國委員。
4番挙手

議長 4番信國委員。
4番 (信國委員) 審議番号1番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。東田の国道322号線の拡幅により、現在の住宅地の一部である駐車場が国道に引っかかりました。譲受人は会社を経営しており、資材が置けないということで家を移動したいため、申請土地を購入するものです。雨水は横の用水路に流し、汚水は道路に下水道がありますので下水に流すと聞いています。現在、土地が低いので30cmから50cmくらい地上げをして、用水路の方にはブロック等で土が落ちないようにするそうです。農地法の運用は、第2の1、西鉄甘木駅から1km以内で宅地の面積割合が40%以上の区域にある農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
35番 (平井委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番信國委員。
4番挙手
- 議 長 4番信國委員。
4番 (信國委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。現在使われていない土地を譲受人が資材置き場として使いたいそうです。30cmから50cm地上げして、横が農道なのでブロックをつけて地ならしをするそうです。雨水は自然浸水です。転用については問題ないと思います。農地法の運用は、第2の1、鉄道の駅西鉄馬田駅から300m以内の農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
35番挙手
- 議 長 35番平井委員。
35番 (平井委員) この土地は宅地の隣の農地で休耕田のようになっていたところでした。そこを譲受人が購入して資材置き場とするところでした。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番信國委員。
4番挙手
- 議 長 4番信國委員。
4番 (信國委員) 審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的としては、自宅と事務所と資材置き場とするそうです。自宅については、雨水・汚水は合併浄化槽を設置し、東の水路に流すそうです。農地法の運用は、鉄道の駅である西鉄上浦駅から300m以内の農地に該当しますので特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
21番 (高良委員) ありません。
- 議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。21ページをお開き下さい。次に審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。
7番挙手
- 議 長 7番大隅委員。
7番 (大隅委員) 審議番号4番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、宅地分譲2区画になります。転用の理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲を行うものです。雨水はU字溝に流し、汚水は下水道に通すそうです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番山内委員。
 14番挙手
- 議 長 14番山内委員。
 14番 (山内委員) 審議番号5番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的としては、農業従事者用駐車場、転用理由として、隣接農地のビニールハウスで農業に従事する者が、駐車場として使用するものです。参考事項として、駐車場が4台、農地法の運用として、第1種農地ですが、10ha以上の一団の農地の農業用施設に該当します。
 雨水は隣接する道路排水溝へ流すそうです。転用については、特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 29番 (小島委員) ありません。
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。
 9番挙手
- 議 長 9番空閑委員。
 9番 (空閑委員) 審議番号6番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の理由としましては、現在借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建築するものです。転用の目的は、自己用住宅です。農地法の運用は、集落接続に該当します。転用については、特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 24番 (井上委員) 代理人の方と面談しています。下水は通っていますので下水道に流します。雨水は、側溝がありますのでそこに流します。以上です。
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番林委員。
 13番挙手
- 議 長 13番林委員。
 13番 (林委員) 審議番号7番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。先程、3条で説明があった農地と一体となっている412㎡の土地で住居と駐車場に転用したいということです。下水道がありますので、雨水・汚水は問題ありません。農地法の運用は、集落接続に該当します。転用については、特に問題ないと思い

ます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
3 2 番 (岩下委員) ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番林委員。

13番 挙手

13番 (林委員) 審議番号8番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。法面の一部が約6㎡あり、芝生で立派に管理されています。転用の目的は自己用住宅で敷地拡張になります。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。転用については、特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
3 2 番 (岩下委員) ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。22ページをお開きください。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。

11番 挙手

議 長 11番江藤委員。

11番 (江藤委員) 審議番号9番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅の建設です。転用の理由は、配偶者の実家近くで子育てする環境が良いということで住宅を建築するものです。契約は売買です。下水は、市の下水道があります。雨水は農地の排水路がありますので問題ありません。農地法の運用は、第2の1の10ha以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。1番井上委員。

1番 挙手

議 長 1番井上委員。

1番 (井上委員) 審議番号10番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。譲受人は、譲渡人の息子さんの友達です。契約は使用貸借で5年間の契約でまた更新するそうです。転用の目的は、竹炭製造作業場です。転用の理由は、申請地周辺の竹林を活用して竹炭を製造し、主に飲用として販売するものです。竹炭製造窯が2窯、倉庫1棟、屋外作業場ですが、既にプレハブも建っており、竹炭製造窯も設置済みですので、始末書付きとなります。雨水は自然排水です。農地法の運用は、第2の1の10ha以上の

一団の農地の市街地に設置することが困難又は不適當な施設に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
31番 (鬼塚委員) ありません。

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 16:09)